構内外注作業に関する契約書

　　　　　　　　　（以下「甲」という）と（以下「乙」という）は、国土交通省　令和２年２月６日付け国自整第２７９号「電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱い要領について」に基づき、甲が乙に対して構内外注する作業に関して本契約を締結する。

第１条（構内外注作業の内容）

ガラスに関する整備作業の内、以下に該当する電子制御装置に係る作業

1. 自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼす恐れのある整備
2. 自動ブレーキ及びレーンキープに用いられる、前方をセンシングする為のカメラ等の脱着や機能調整

第２条（作業の管理及び責任の所在）

1. 乙は第１条に該当する作業を行う際、甲の管理の下、当該作業を行うものとする。
2. 特定整備記録簿の記載は甲が行うものとする。
3. 電子制御装置整備の責任においては、特定整備事業者である甲が担うものとする。

本契約の証として、本書２通を作成し、甲乙署名捺印の上、原本を各１通保管する。

令和　　　年　　　月　　　日

甲　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印